

壯瞥町農業經營基盤強化促進基本構想

平成 2 6 年 9 月
北海道有珠郡壯瞥町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的考え方	1
1	1 壮瞥町農業の概要	1
2	2 壮瞥町農業の現状と課題	1
3	3 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
4	4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 1
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	1 2
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 2
1	1 利用権設定等促進事業に関する事項	1 3
2	2 農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	1 9
3	3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	1 9
4	4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	1 9
5	5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	2 3
6	6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	2 3
7	7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	2 3
8	8 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	2 5
第 6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	2 5
1	1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	2 6
2	2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	2 6
3	3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	2 6
第 7	その他	3 1
別紙 1	(第 5 の 1 の (1) の ⑥ 関係)	3 2
別紙 2	(第 5 の 1 の (2) 関係)	3 4

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な考え方

1 壮瞥町農業の概要

壮瞥町は、北海道の南西部、北海道胆振総合振興局の西部に位置し、洞爺湖温泉や壮瞥温泉、蟠溪温泉と温泉郷を有するなど、明鏡洞爺湖とあいまって豊かな天然資源に恵まれた「農業と観光のまち」である。

壮瞥町の農業は、道内においては比較的温暖な気候や地域資源等を生かし、稲作のほか、高級菜豆を中心とした畑作、りんご、おうとう、ぶどう等の果樹、地熱温泉水を利用した施設園芸、肉用牛等の畜産経営など多様な農業経営を展開している。

2 壮瞥町農業の現状と課題

(1) 壮瞥町の農家1戸当たりの経営耕地面積は、2010年農業センサスによると、7.7haと、北海道平均の23.5haに比べ、3分の1以下の狭小な規模となっている。

また、販売農家のうち農業所得を主体とする農家（専業農家及び第1種兼業農家）の割合が82.3%となっており、主副業別に見ると、農業所得が主で65歳未満の年間60日以上農業に従事する人がいる主業農家は、販売農家全体の66.7%を占めており、専門的な農業経営を中心に展開している。

(2) 本町の農家戸数は年々減少を続けており、2010年農業センサスでは162戸（うち販売農家は147戸）と、5年前に比べ14戸（△8.0%）減少しているが、専業農家戸数は73戸と、5年前に比べ12戸（19.7%）増加している。

また、農業就業人口は、336人と、5年前に比べ54人（△13.8%）減少しており、農業就業人口に占める65歳以上の割合が44.3%と、高齢者の割合も高くなっている。

一方、本町の耕地面積は、1,500haとなっており、農地及び採草放牧地の耕作を目的とし、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動は、25年では件数で27件、面積で49.0haとなっている。このうち、経営規模の拡大につながる売買と賃貸借による権利移動（農地流動化面積）は49.0haで、その内訳を見ると、売買が10.2%、賃貸借が89.8%で、賃貸借の割合が大幅に多くなっている。

(3) 安価な輸入農産物の増加に伴う国産農産物価格の低迷や産地間競争が激化する中、WTO農業交渉が進められており、さらに、EPAやFTAを締結する国が増えているほか、TPP協定に関する新たな動きも見えている。

また、経営所得安定対策の導入や、品質や安全・安心といった農産物に対する消費者ニーズに対応した生産体制への転換、農業の6次産業化による活力ある農村の再生など、農業政策は大きく転換が図られ、農業経営をめぐる環境が大きく変化している。

さらに、農産物価格の低迷、後継者不足など、本町の農業・農村をめぐる情勢は、厳しさを増していることから、本町の農業・農村を町民の貴重な財産として育み、将来にわたって発展的に引き継いでいくことを基本理念とし、農業生産力の強化や環境に配慮した持続的農業の展開、地域の特性を生かした農業・農村づくりの促進などを推進していくこととしている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- (1) 壮瞥町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択できる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進することとする。
- (2) 農業が職業として選択できる魅力あるものとするため、次のとおり主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者世帯並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	1経営体当たりおおむね450万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度

- (3) 壮瞥町は、国際化の急速な進展に伴う農産物価格の低迷など、厳しい農業情勢の中、農業・農村を発展的に引き継ぎ、農業生産力の強化や環境に配慮した持続的農業の展開、地域の特性を生かした農業・農村づくりを推進するため、経営感覚に優れた意欲や能力及び価格・需給動向に的確に対応できる経営感覚を備えた経営体を育成するものとし、これらの経営体が、クリーン農業や経営の多角化など、自らの創意工夫を活かした経営を展開していけるよう、農地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

まず、壮瞥町は、壮瞥町農業委員会、とうや湖農業協同組合、壮瞥高等学校、胆振農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、壮瞥町地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

また、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して壮瞥町地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

さらに、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を進める農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者という。」）等への利用集積を図

るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるとともに、集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

さらに、次代の担い手として期待される就農後継者については、研修や交流の場への積極的な参加を呼びかけるとともに、後継者間の連携を密にし、栽培技術や経営管理能力等の向上に繋がる集団活動の取組を促進する。

さらに、農外からの新規参入者については、独立就農のほか、農業法人等への雇用を通じた就農など、多様な就農を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、壮警町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- (4) 壮瞥町は、担い手育成・確保対策専任マネージャーを中心に農業委員会、農協の担当職員が、農業改良普及センターの協力を得て、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

壮瞥町の平成 25 年の新規就農者は 3 人であり、過去 5 年間で 14 人となっているが、従来からの基幹作物である施設園芸作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる現状を踏まえ、壮瞥町は青年層に農業を職業として選択できるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間 900 人の新規就農者及び 220 人の法人への新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、壮瞥町においては年間 1 人～2 人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の設立の推進を図る。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

壮瞥町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800～2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3の(2)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、すなわち 1 経営体あたりの年間農業所得おおむね 230 万円）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた壮瞥町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、壮瞥町の先進的な経営事例をもとに、営農類型を例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①畑作 +野菜	菜豆 2.0ha てん菜 2.0ha 小麦 2.0ha 小豆 1.5ha 野菜類 3.0ha カボチャ 1.5 スイートコーン 1.5 水稻 0.5ha 計 11.0ha	トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 マニュアルスプレッター1台 ビートプランター 1/3 ビートハーベスター1/3 田植機 1/3 コンバイン 1/3 乾燥機 1/3 ビーンスレッシャー 1/3 スプレー 1台 トラック2t 1台 育苗ハウス 1棟 倉庫 2棟	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳 パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 作目別原価の把握、コスト分析 市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜の省力化技術等の導入 地域内経営資源の有効活用 休日制の導入 <p><家族労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 2名</p>
②畑作 +水稻 +野菜	水稻 3.0ha 菜豆 2.0ha 小豆 1.0ha 小麦 1.0ha 野菜類 1.7ha カボチャ 0.5 スイートコーン 1.0 ピーマン 0.2 計 10.7ha	トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 マニュアルスプレッター1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2機 ビーンスレッシャー 1/3 トラック2t 1台 育苗ハウス 1棟 栽培ハウス 6棟 倉庫 2棟	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳 パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 作目別原価の把握、コスト分析 市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜の省力化技術等の導入 地域内経営資源の有効活用 休日制の導入 <p><家族労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 2名</p>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③果樹 +野菜	果樹 4.5ha リンゴ 2.5 おうとう 1.0 ぶどう 0.5 その他 0.5 野菜類 1.3ha カボチャ 0.2 スイートコーン 1.0 イチゴ 0.1 計 5.8ha	トラクター70ps 1台 トラクター15ps 1台 スピードスプレー 組合 乗用車 1台 フォークリフト 1台 高所作業車 1台 選果機 1台 軽トラック 1台 雨よけハウス 8棟 育苗ハウス 3棟 栽培ハウス 3棟 倉庫 (冷蔵設備含む) 1棟 倉庫 1棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 3名
④果樹 +水稲 +野菜	水稲 2.0ha 果樹 2.4ha リンゴ 1.5 おうとう 0.5 ぶどう 0.2 その他 0.5 野菜類 1.3ha カボチャ 0.5 スイートコーン 0.5 イチゴ 0.1 小麦 1.0ha 計 6.5ha	トラクター70ps 1台 トラクター30ps 1台 スピードスプレー 組合 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2機 乗用車 1台 高所作業車 1台 選果機 1台 軽トラック 1台 雨よけハウス 5棟 育苗ハウス 3棟 栽培ハウス 3棟 倉庫 (冷蔵設備含む) 1棟 倉庫 1棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 3名

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑤畜産 (肉牛繁殖) +畑作 +水稲	水稲 1.0ha 小麦 2.0ha 菜豆 2.0ha 小豆 2.0ha てん菜 1.5ha スイートコーン 2.0ha 牧草 3.0ha 肉用牛 繁殖 15頭 育成 14頭 計 13.5ha	トラクター85ps 1台 トラクター75ps 1台 田植機 1/2 コンバイン 1/2 乾燥機 1/2 ビーンスレッシャー 1/2 ビートプランター 1/2 ビートハーベスター 1/2 マニユアスプレッター 1台 モ7 1/2 テッターレーキ 1/2 ロールベラー 1/2 トラック2t 1台 畜舎 1棟 堆肥舎 1施設 倉庫 1棟	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 ・飼料費の経常的把握、飼料設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 <p><家族労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 2名</p>
⑥畜産 (肉牛肥育) +畑作	小麦 10.0ha 牧草 25.0ha 肉用牛 繁殖 40頭 育成 35頭 肥育 60頭 計 35.0ha	トラクター150ps 1台 トラクター130ps 1台 トラクター70ps 1台 トラック4t 1台 モ7 1台 テッターレーキ 1台 ロールベラー 1台 ラッピングマシン 1台 マニユアスプレッター 1台 ディスクハロー 1台 スプレー 1台 グレンドリル 1台 コンバイン 1台 畜舎 1棟 堆肥舎 1施設 倉庫 1棟	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 ・給料制の導入 <p><家族労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 3名</p>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑦野菜 専業	ハウスマト 0.3ha 寒締めほうれん草 (0.3ha) 野菜類 〔カボチャ 2.0ha スイートコーン1.2ha 計 3.5ha〕	軽トラック 1台 トラクター-25ps 1台 トラクター-70ps 1台 ローター 1台 プラウ 1台 動力噴霧器 1台 選果機 1台 栽培ハウス 9棟 倉庫 1棟 〈その他〉 ・ハウスマト収穫終了 後には、寒締め ほうれん草を導入し 所得の確保と労働の 平準化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・高収益野菜に特化し所得の確保 ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・直売による価格の有利販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 2名

【組織経営体】

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①畑作 ＋水稲 ＋野菜	水稲 5.0ha てん菜 5.0ha 小麦 5.0ha 小豆 5.0ha 馬鈴薯 3.0ha 野菜類 6.0ha 〔カブチャ 3.0 スイトコン3.0〕 計 29.0ha	トラクター100ps 1台 トラクター90ps 1台 防除機 <small>(水田)</small> 1台 田植機 1台 コンバイン <small>(水田)</small> 1台 乾燥機 2機 グレンドール 1台 ビートプランター 1台 ビートハーベスター1台 コンバイン <small>(小麦・小豆)</small> 1台 スプレー 1台 ホットプランター 1台 ホットハーベスター1台 トラック4t 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス 2棟 倉庫 2棟	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 <労働力> 主たる従事者 2名 補助従事者 3名

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
②果樹 +野菜	果樹 9.0ha リンゴ 3.5 おうとう 3.0 ぶどう 1.5 その他 1.0 野菜類 0.6ha スイトコーン0.5 イチゴ 0.2 計 9.7ha	トラクター-70ps 1台 トラクター-30ps 1台 トラクター-25ps 1台 スピードスプレー 組合 乗用車 1台 トラクター 1台 フォークリフト 1台 高所作業車 1台 選果機 1台 軽トラック 1台 雨よけハウス 18棟 栽培ハウス 6棟 倉庫 (冷蔵設備含む) 1棟 倉庫 1棟	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 <労働力> 主たる従事者 2名 補助従事者 5名

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で他産業従事者世帯並みの生涯所得に相当する年間農業所得を上げ得るもの。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4に示した目標を達成しうる効率的で安定的な農業経営の指標として、壮瞥町において展開されている経営事例をもとにこれを例示すると、次のとおりである。

【個別経営体】

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①野菜 専業	ハウストマト 0.2ha 寒締めほうれん草 (0.2ha) 計 0.2ha	軽トラック 1台 トラクター-25ps 1台 ロータリー 1台 動力噴霧器 1台 選果機 1台 栽培ハウス 6棟 倉庫 1棟 灌水用井戸 1式 灌水設備 1式 〈その他〉 ・ハウストマト収穫終了後には、寒締めほうれん草を導入し所得の確保と労働の平準化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・高収益野菜に特化し所得の確保 ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・直売による価格の有利販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・地域活動に積極的に参加し、地域との連携強化を図る <p>〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 1名</p>

注) () 内は「後作としての作付」を利用した栽培であり、「経営面積計」の外数

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保すると共に、これらの経営に農用地を利用集積させることが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
将来の本町農用地面積の95%程度

本町においては、これまで離農者から効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用の集積が着実に図られてきたが、経営農地の分散化により作業負担が増大し、さらなる集積が阻害されている傾向にある。

また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農用地が大量に供給されることが予想される。

そこで、農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を持続・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進していく必要があり、今後は経営農地を面的に集積し、農作業のさらなる効率化を図り、農用地の大量供給に対応できる農業経営を育成・確保することが重要となってくる。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進すると共に、農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地または交換分合などの農用地の面的集積を推進する。

壮瞥町は、これら取組を推進するに当たり、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携・協力し、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保及びこれらの経営への農用地の利用集積がより一層図られるように努めるものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

壮瞥町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、壮瞥町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

壮瞥町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営には、もっぱら又は主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は、近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があると認められる場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合することとなる者として農業委員会が作成するあっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を

行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第 18 条第 2 項 6 号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 壮瞥町長への確約書の提出や壮瞥町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ 前各項に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む）

以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 壮瞥町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 壮瞥町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 壮瞥町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 壮瞥町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 壮瞥町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、壮瞥町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 壮瞥町の一部をその地区の一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法

(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 壮瞥町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出する場合には現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 壮瞥町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合にはその要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 壮瞥町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が整ったときは、壮瞥町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 壮瞥町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、壮警町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法、（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（その持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）（以下「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について壮警町長に報告しなければならない旨
 - ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

壮警町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土

地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

壮警町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を壮警町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

壮警町は、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

壮警町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 壮警町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 壮警町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこ

これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 壮瞥町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を壮瞥町の掲示板への掲示により公告する。

④ 壮瞥町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 壮瞥町は、壮瞥町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

(2) 壮瞥町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 壮瞥町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 壮瞥町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

壮瞥町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行う事が適当であると認められる

区域（原則として集落の区域）とするものとする。ただし、特殊な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を壮警町に提出して、農用地利用規程について壮警町の認定を受けることができる。

② 壮警町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 壮警町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程

を壮瞥町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 壮瞥町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、壮瞥町の認定を受けるものと

する。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を壮瞥町に届け出るものとする。
- ③ 壮瞥町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 壮瞥町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 壮瞥町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人北海道農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、壮瞥町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

壮瞥町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作目毎の事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

壮瞥町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むものとする。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の状態等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして壮警町就農支援協議会及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、壮警町就農支援協議会の窓口で、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修や就農に関する情報等）の提供を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

壮警町が主体となって農業改良普及センター、地域連携推進員、農業協同組合等と連携・協力して「就農計画書」を基に、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、年に数回の巡回指導の他、年に1回は営農相談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためにYFC壮警の交流会への参加を促すとともに、農産物直売所サムズ出荷者組合と連携し、道の駅そうべつ情報館農産物直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

地域等が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談については壮瞥町就農支援協議会、技術や経営ノウハウについての習得については農業改良普及センター、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、地域連携推進員農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

壮瞥町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 壮瞥町は、農業生産基盤整備の促進をし、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 壮瞥町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 壮瞥町は、農業集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

エ 壮瞥町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

壮瞥町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。又このような長期行動計画を併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、壮瞥町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、壮瞥町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

壮瞥町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、

- ① 従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、
 - ② 地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、
 - ③ 農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、
- 等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- (1) 壮瞥町における農地利用集積円滑化事業は、壮瞥町全域を対象として行うことを基本とする。
- (2) 壮瞥町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- (3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、壮瞥町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、壮瞥町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、壮瞥町から承認を受けるものとする。
- ② 壮瞥町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供され

る土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 壮瞥町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 壮瞥町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を壮瞥町の公報への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 壮瞥町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 壮瞥町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 壮瞥町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 壮瞥町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を壮瞥町の公報への記載により公告する。

(4) 壮瞥町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 壮瞥町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

- ② 壮警町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規定を定めようとするときは、壮警町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 壮警町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 壮警町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を壮警町の公報への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱第8の7の(2)の別紙7の第3の4の参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
- イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積

円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業

を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成24年3月12日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 の (1) の ⑥ 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地をその直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号の規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

<p>○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p>	<p>法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項</p>
<p>○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p>	<p>その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p>

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 号第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

<p>○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p>	<p>その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p>
<p>○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p>	<p>その土地を効率的に利用することができるものと認められること。</p>

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

<p>○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p>	<p>その土地を効率的に利用することができるものと認められること。</p>
---	---------------------------------------

別紙2（第5の1の(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は、3年又は6年（農業者年金制度及び農地保有合理化促進事業関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないと認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることがきる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定され又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人指定する農業協同組合等の金融期間の口座に振り込むことによりその他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費した金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費した金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費した金額又は増価格とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 算 定 基 準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損 益 の 算 定 基 準	③ 損 益 の 決 済 方 法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法	③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱については、それぞれの定めるところによるものとする。